平成２６年（フ）第４７号
鹿児島県大島郡龍郷町嘉渡479番地
債務者　本山　博和
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２６年（フ）第３３号
鹿児島県指宿市開聞仙田2588番地
債務者　福元　哲男
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２７年（フ）第１号
宮城県気仙沼市田尻沢33番地１　旧新城小学校住宅５－２
債務者　齋藤　貞江
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２６年（フ）第３６号
福島県西白河郡西郷村大字熊倉字内山118番地　折口原団地604
債務者　金内眞理子
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２６年（フ）第３５９号
金沢市駅西新町１丁目20番２号
債務者　宮田　公夫
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第２号
長野県千曲市大字上徳間192番地３　サンカーサM203号室
債務者　金子　秀明
1　決定年月日時　平成27年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第２３８号
長野県安曇野市穂高北穂高2643番地64
債務者　鳥羽　源市
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第２０１号
三重県四日市市大矢知町1058番地　ウインドワードＡ－202
債務者　水谷真奈美
1　決定年月日時　平成27年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２１９号
三重県四日市市西伊倉町４番17号　プレステージⅡ－203
債務者　西山　智美
1　決定年月日時　平成27年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２４１号
三重県四日市市三ツ谷町16番25号　三ツ谷コーポ久志本103
債務者　桑原　知子
1　決定年月日時　平成27年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２４７号
三重県三重郡菰野町大字千草6455番地３　菰野千草園、前住所三重県四日市市生桑町1753番地12　ユーミーマンション加藤Ｂ－１Ｅ
債務者　沢田　哲夫
1　決定年月日時　平成27年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２４９号
東京都葛飾区東立石１丁目５番１号、前住所三重県四日市市波木町1097番地57
債務者　市山太景志こと　ＩＴＩＡＭＡ　ＭＡＲＣＯＳ　ＴＡＫＥＳＨＩ
1　決定年月日時　平成27年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２５０号
三重県桑名市大字桑部八左衛門新田1079番地１　有料老人ホームほほえみ、住民票上の住所三重県三重郡朝日町大字柿2905番地２　町営住宅埋縄団地Ａ棟101号室
債務者　長門　清子
1　決定年月日時　平成27年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２５５号
東京都葛飾区東立石１丁目５番１号、前住所三重県四日市市波木町1097番地57
債務者　市山ミリアンこと　ＩＴＩＡＭＡ　ＭＩＲＩＡＮ　ＫＩＭＩＫＯ
1　決定年月日時　平成27年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２５８号
三重県いなべ市北勢町麻生田3468番地11
債務者　古川　史子
1　決定年月日時　平成27年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１０３９号
京都市中京区油小路通三条下る三条油小路町163番地　エム’ズ三条油小路203、前住所京都市中京区釜座通丸太町下る桝屋町163番地レジデンスＭ・Ｔ205号
債務者　村田　里沙
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係